

身寄りのない人の支援について

検討まとめと今後について



Copyright (C) Iwata City, All Rights Reserved.

身寄りのない人が抱える課題

- 1 異変に気付きにくい
- 2 緊急時対応ができない(鍵、お金)
- 3 賃貸住宅や入所の保証人がいない
- 4 入院・入所の際の手伝いがいない
- 5 大事なことを相談する相手がいない
- 6 死亡後の事務手続きができない
- 7 死亡後の財産の処分ができない

一人暮らし世帯の数

平成30年 6469世帯
↓
令和5年 9489世帯

日常生活支援、死後事務、身元保証など、本来であれば家族が担うはずの日常的なサポートを受けられなくなることがある



Copyright (C) Iwata City, All Rights Reserved.

本市の身寄りのない人への支援の現状

関わりの深い機関(支援者)を中心に、課題を見極め支援方針を決定
課題が複雑化、複合化した場合、ケース会議を開催し支援の方向性を検討
各機関の役割分担を決め、対応を進めている

支援者から寄せられた声

救急搬送時に同乗者等がない
医療同意が取れないことがある

本人が金銭管理できない状況だと金銭管理する人がいない

家族や生活歴の聞き取りが出来ない

サービス料の未払いが発生する

死亡時の遺体及び遺品の引き取り先がない

支援者のシャドウワークに
により解決するケースもある

身寄りのない人の現状把握や課題集約、施策への反映を目的とした
プロジェクトを発足し、アンケート調査を実施



磐田市

Copyright (C) Iwata City, All Rights Reserved.

アンケートから見た支援者側の課題

課題1 緊急連絡先がない

対策 法人や事業所が緊急連絡先がなくても入院や入所が可能になる
体制作りと意識改革

課題2 地域包括支援センターの職員やケアマネに受診付き添いを求められる

対策 医療同意は本人の意思のみで成年後見人であってもできないことを
医師、施設管理者や関係者に理解してもらうための研修会等の開催

課題3 日常的な金銭管理をする人がいない

対策 後見の申し立て支援の拡充
後見人等がつくまでの期間の支援拡充
後見センターの役割や業務の拡充
日常生活自立支援事業の対象者拡充



磐田市

Copyright (C) Iwata City, All Rights Reserved.

課題の優先順位

R6年度第2回身寄りPTで検討

1 日常的な金銭管理をする人がいない

後見申立てしている間の一時的な金銭管理してくれるところがあるとよい。例えば申し立て中に亡くなる場合、病院や施設にお金が払われなくなる可能性がある。

⇒他市の好事例について研究 持続可能な権利擁護モデル事業より
例「長野市:安心支払いサポート事業」

2 緊急連絡先がない

実際に困っている医療機関や施設が困らないようにするためのマニュアル的なフローを作成する。緊急連絡先(施設とか事業所ができない部分の代替機能)が無く困っているが、どのように動けばいいかということがわかるようにする。

⇒金銭管理の運用に合わせてガイドラインやフローを研究する

国の動き 社会保障審議会福祉部会（令和7年12月18日）より

背景と課題

高齢者の単身世帯増加などにより、頼れる身寄りがいない場合の日常手続き支援が生活上の課題として顕在化。

判断能力が不十分な人を支援する成年後見制度の見直しが進行中。成年後見制度外の権利擁護支援策の総合充実が求められている。

対応の方向性

頼れる身寄りがいない高齢者等への対応や総合的な権利擁護支援策の充実を図るため、福祉サービス利用援助事業を拡充・発展させて、日常生活支援、円滑な入院・入所の手続き支援、死後事務支援などを提供する新たな第二種社会福祉事業（以下「新たな事業」という。）を社会福祉法に位置づけ、一定の公的関与の下、社会福祉協議会や社会福祉法人等の多様な実施主体が事業を実施できるようにすることが必要である。

国の動き 社会保障審議会福祉部会（令和7年12月18日）より

新たな事業の対象者

新たな事業は、判断能力が不十分な人や頼れる身寄りがない高齢者等が地域で安心して自立した生活をし続けられるよう、生活上の課題に関する支援を行う事業とすることが必要である。

新たな事業の利用料

資力が十分でなくても支援の必要性がある者が利用できるようにする観点から、利用者のうち一定割合以上が無料又は低額の料金で利用できる事業（以下「無低事業」という。）とすることが必要である。

新たな事業の内容

①「日常生活支援」に加えて、②「入院・入所等の手続支援」と③「死後事務の支援」の少なくとも一方を実施することを求めることが適当である。

磐田市として今後取り組んでいくこと

令和7年度

・身寄りのない人の支援ガイドラインについて素案作成

令和8年度以降

・ガイドライン発行後、磐田市に必要な施策の検討を行う